審査項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号	[原則]	<b>番旦</b> 惧日	自己説明	証憑書類
	[原則1]組織運	(1) 組織運営に関する中長期	組織運営に関する中長期基本計画は、2021年3月までに策定することを令和2年	1組織運営の中長期基本計画
	営等に関する基本	基本計画を策定し公表するこ	度第2回理事会(令和2年9月5日開催)において協議(理事会毎に基本計画策定の方	2 令和 2 年度第 2 回理事会議
	計画を策定し公表	٤	針を協議)確認し、2020年度第3回理事会(令和2年12月開催)又は第4回理	事録
	すべきである		事会(令和3年3月開催)において承認し、実施し協会HPにおいて公開。	
			【中長期基本計画の基本方針(5つの柱)として】	
1			①オリンピック競技大会でのメダル獲得など国際大会で活躍する選手の強化推進	
_			②近代3種大会等開催による競技普及活動の推進による競技人口の増加	
			③広報活動の推進による競技認知度の向上及び会員数の増加	
			④安定した財政基盤の確立	
			⑤不祥事案の防止に向けたガバナンス強化	
			を軸に組織運営を進める。	
	[原則1]組織運	(2) 組織運営の強化に関する	現在、当協会において有償で勤務しているのは、事務局員の4のみである。人材の採	1組織運営の中長期基本計画
	営等に関する基本	人材の採用及び育成に関する	用に関しては組織運営に関する中長期基本計画の中で示しHPで公表している。又、職	2会則 第10章第42条
2	計画を策定し公表	計画を策定し公表すること	員の育成に関しては、事務局規定の改訂を行い、JOC、JSC、NF支援センター等が主	3事務局規定 第2章第3条
_	すべきである		催する研修会等に出席することを義務付けた。	
	5	(2) =1=( (1) 4 (1) (2) == -		
	[原則1]組織運	(3) 財務の健全性確保に関す	本協会では、平成28年4月に財政基盤を確保するための債務超過解消に向けた計画書を策定し、その結果平成30年度決算において債務超過が解消された。今後の計画については、会計年度ごとの詳細な予算書を作成するなど、運営に関する中長期	1組織運営の中長期基本計画 2財務に関する中長期計画
		る計画を策定し公表すること	基本計画及び財務に関する中長期計画において公表している	3 信務超過改善計画書
3	計画を策定し公表		○財務に関する中長期計画を策定し,公表している ○毎年度3月の理事会において事業計画と収支予算を精査し、当期経常増減額を審議している	4 令和元年度第3回理事会議事録
3	すべきである			5 令和 2 年度第 3 回理事会議事録
			ごとの収支を慎重に審議している ○毎年度上半期終了時点での途中決算検証を実施し、理事会において協議・審議している	(途中検証)
			○財務諸表関係書類を協会HPで公表している	

審査項目	原則	<b>空木頂口</b>	NF記入欄	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	令和3年6月の理事会及び総会において定款、定款運営規則等を改訂し、「組織運営	1組織運営の中長期基本計画
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を	に関する中長期基本計画」の中で令和5年6月までに外部理事40%、女性理事2	2定款 第6章第27条
	るための役員等の	図ること	0%、令和7年6月までに外部理事40%、女性理事40%の目標割合を明記してい	3 定款運営規則 第 4 条
	体制を整備すべき	①外部理事の目標割合(25%	3.	4 役員名簿
4	である。	以上)及び女性理事の目標割	※令和4年6月現在、外部理事50%、女性理事約6%	4会則 第4章第15条
		合 (40%以上) を設定すると	役員候補者選考委員会運営規則を策定し、役員推薦基準の中で外部理事及び女性理事	(※2,3,4は、令和3年総
		ともに、その達成に向けた具	の推薦について明記している。組織運営に関する中長期基本計画の中で明らかにして	会において改訂の予定)
		体的な方策を講じること	いく。	
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の構	当協会には、評議員会を設置しておらず、該当しない。	
	組織運営を確保す	成等における多様性の確保を		
	るための役員等の	図ること		
	体制を整備すべき	②評議員会を置くNFにおいて		
<b>5</b>	である。	は、外部評議員及び女性評議		
		員の目標割合を設定するとと		
		もに、その達成に向けた具体		
		的方策を講じること		

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号	原則	<b>谷</b> 直視日	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な	(1) 組織の役員及び評議員の	アスリート委員会は設置していなかったが、中長期基本計画のとおり令和3年度第一	1組織運営の中長期基本計画
	組織運営を確保す	構成等における多様性の確保	回理事会及び総会においてアスリート委員会を設置し、運用を開始している。	2 会則
	るための役員等の	を図ること	アスリート委員会運営規則の中で、同委員会の意見が競技力強化委員会会議に反映さ	3委員会運営規則
_	体制を整備すべき	③アスリート委員会を設置	れることが明示されている。更に各委員長は理事会への出席が認められているのでア	
6	である。	し、その意見を組織運営に反	スリートの意見が競技力強化委員長又はアスリート委員長を通じて、NFの組織運営会	
		映させるための具体的な方策	議等に反映されるシステムとなっている。	
		を講じること		
	[原則2]適切な	(2) 理事会を適正な規模と	理事会は、適正な規模としており、実効性が確保のため各専門委員長や有識者等幅広	1定款第6章第23条
	組織運営を確保す	し、実効性の確保を図ること	く理事に登用している。規程等に不備等あれば今後会則等を整備していく。	2 会則(役員規則)
7	るための役員等の		○理事会の開催は、効率性を勘案し年間4回を基本として開催している	3 専門委員会規則第 4 条
<b>'</b>	体制を整備すべき		○各専門委員会会議を2ヶ月に一回、専門委員長会議を四半期に一回の開催を決めて	第6条
	である。		おり、専門委員会での協議事項等を理事会において協議・決定するような体制を確立	4 会長通知(専門委員会開催
			している。	について)
	[原則2]適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る	定款及び定款運営規則を改訂し、就任時の年齢を設けた。	1組織運営の中長期基本計画
	組織運営を確保す	仕組みを設けること	○定款運営規則等において就任時の年齢を70歳未満、定年の年齢を70歳と明記し	2定款第6章第27条
8	るための役員等の	①理事の就任時の年齢に制限	ている。	3 定款運営規則第 4 条 4 会則第 4 章第 1 5 条
	体制を整備すべき	を設けること	○役員(理事及び専門委員長等)就任時又は再任時の年齢制限を設け、体制の新陳代	4 五别先 4 草粉 1 3 木
	である。		謝を図るシステムを構築している。	

審査項目	Œ	完本在口	NF記入欄	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則2]適切な	(3) 役員等の新陳代謝を図る	組織運営の中長期計画のとおり、定款及び定款運営規則を改訂し、理事の在任期間及	1組織運営の中長期基本計画
	組織運営を確保す	仕組みを設けること	び在任回数に制限を設け運用している。	2定款第6章第27条
	るための役員等の	②理事が原則として10年を超		3 定款運営規則第 4 条 4 会則第 4 章第 1 8 条
	体制を整備すべき	えて在任することがないよう		4 云則弟 4 早弟 1 8 余
9	である。	再任回数の上限を設けること		
			【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】 ※2つの例外措置	
	[原則2]適切な	(4) 独立した諮問委員会とし	「組織運営に関する中長期基本計画」に則り、令和4年度第1回理事会及び総会において、役員候補	
	組織運営を確保す	て役員候補者選考委員会を設	者選考委員会を設置した。役員候補者選考委員には弁護士等の有識者を配置している。令和5年度	1 - 1, 11
10	るための役員等の	置し、構成員に有識者を配置	の役員改選から当該理事会・総会に先立ち招集される。	3 会則第 4 章第 1 4 条 4 役員候補者選考委員会運営規則
	体制を整備すべき	すること		4 仅具候佣有恶务安员公建占规则
	である。			
	[原則3]組織運	(1)NF及びその役職員その	役職員を適用対象とした法令遵守等の規程については、会則・倫理規程・就業規則・	1会則第4章第19条
	営等に必要な規程	他構成員が適用対象となる法	事務局規定等において整備されているが、不備等あれば訂正していく。	2倫理規程第4条
11	を整備すべきであ	令を遵守するために必要な規		3就業規則第25条及び26
11	る。	程を整備すること		条
				4事務局規定第2章第3条

審査項目	医别	審査項目	NF記入欄	
通し番号	原則	(水) 街旦次口	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1協会HP
	営等に必要な規程	規程を整備すること		2 定款
12	を整備すべきであ	①法人の運営に関して必要と		3 会則
12	る。	なる一般的な規程を整備して		3 専門委員会運営規則
		いるか		4 監事規程
				5 事務局規定
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1定款
	営等に必要な規程	規程を整備すること		2 会則
13	を整備すべきであ	②法人の業務に関する規程を		3 定款運営規則
13	る。	整備しているか		4個人情報保護方針
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	于"加入"的"为"的"无"。 1.110 — [文]	1定款第6章第29条
	営等に必要な規程	規程を整備すること	の改訂を実施した。また役員・職員の報酬等及び費用に関する規程についても随時見	2会則第4章第20条
14	を整備すべきであ	③法人の役職員の報酬等に関	直しを行い不備等あれば改訂していく	3 就業規則第 6 章第 3 5 条 4 賃金規定
	る。	する規程を整備しているか		5役員の報酬等に関する規程
				6 謝金規程
				7 令和3年度第一回理事会議事録
	[原則3]組織運	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	本協会既存の寄附金等取扱規程について、文言等に不備が確認されたので、組織運営	1組織運営に関する中長期基
15		規程を整備すること  -		本計画協会
	を整備すべきであ	④法人の財産に関する規程を		2 H P
	る。	整備しているか	あれば改訂していく。	3経理会計規程
				4寄附金等取扱規定

審査項目	原則	<b>電水頂口</b>	NF記入欄	
通し番号	<b>原</b> 則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則3]組織運	(2) その他組織運営に必要な	協賛企業(寄附)の規程などを整備し、令和3年度第一回理事会及び総会において寄	1協会HP
	営等に必要な規程	規程を整備すること	附金取扱規程を改訂し、協会HPに開示している。今後も随時見直しを実施し、実務に	2 会則
16	を整備すべきであ	⑤財政的基盤を整えるための	即した規程等の整備をしていく	3 寄附金取扱規程
10	る。	規程を整備しているか		4 令和 3 年度理事会議事録
	[原則3]組織運	(3) 代表選手の公平かつ合理	代表選手の公平かつ合理的な選考については、競技力強化委員会で作成した選考基準	1協会HP
	営等に必要な規程	的な選考に関する規程その他	等を選手選考委員会を経て、理事会等で承認を得たのち協会ホームページで公開した	2 令和 2 年第 3 回理事会議事
17	を整備すべきであ	選手の権利保護に関する規程	り、各種大会やランキングマッチ等のコーチ会議において説明し、開示示達してい	録
	る。	を整備すること	3.	3 強化委員会議事録
			選手の権利保護規程を設置し運用を開始している。	4 競技力強化委員会運営規則
				5選手の権利保護規程
	[原則3]組織運	(4) 審判員の公平かつ合理的	審判員の選考に関しては、審判委員会において協議し決定している。	1組織運営の中長期基本計画
	営等に必要な規程	な選考に関する規程を整備す	組織運営の中長期基本計画に則り、令和2年12月理事会において	2 審判委員会運営規則
18	を整備すべきであ	ること	○審判委員会運営規則を改正し、審判員の選考に関する基準を明記した	3 審判委員規程
10	る。		○審判員の選考についての基準と協会承認について明記した	
		(a) 1854 1 day 1 ay 3515 1		. =====
	[原則3]組織運	(5) 相談内容に応じて適切な		1顧問弁護士、公認会計士と
		弁護士への相談ルートを確保		の業務委託契約
19		するなど、専門家に日常的に	きる体制となっている。	
	る。	相談や問い合わせをできる体		
		制を確保すること		

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号	が共り	番 <b>工</b> 坝日	自己説明	証憑書類
	[原則4] コンプ	(1) コンプライアンス委員会	コンプライアンス委員会の名称で委員会は設置していないが、その役割は、総務委員	1総務委員会運営規則
	ライアンス委員会	を設置し運営すること	会及び倫理委員会が担い運営している。	2倫理委員会運営規則
20	を設置すべきであ		今後、組織運営の中長期基本計画において	3倫理規程
20	る。		○総務委員会規則及び倫理委員会規程を改訂し、役割や権限を明確にしていく	4 倫理委員会議事録
			○倫理委員会の構成員に女性委員を配置する	
			などロードマップにおいて進めていく。	
	[原則4] コンプ	(2) コンプライアンス委員会	総務委員会及び倫理委員会がコンプライアンス委員会の役割をになっているので、特	1組織運営の中長期基本計画
	ライアンス委員会	の構成員に弁護士、公認会計	に倫理委員会の構成員には弁護士等の学識経験者等の有識者を配置している。	
21	を設置すべきであ	士、学識経験者等の有識者を		
	る。	配置すること		
	[原則5]コンプ	(1)NF役職員向けのコンプ	本協会では、理事会の中において、「勉強会」の時間を設け、ガバナンス及びコンプ	1理事会議題及び議事録
	ライアンス強化の	ライアンス教育を実施するこ	ライアンスに関連する教育を毎理事会実施している。	2 「勉強会」開催の会長通達
22	ための教育を実施	ک		
	すべきである			
	[原則5] コンプ	(2) 選手及び指導者向けのコ	指導者及び選手には、強化合宿時においてコンプライアンス教育の時間を設け実施し	1各強化合宿実施報告書等
	ライアンス強化の	ンプライアンス教育を実施す	ている。又アンチドーピング等の講習についても当協会アンチドーピング委員会を中	2 倫理規程
23	ための教育を実施	ること	心に企画し国内ランキングマッチ等の各種大会時に教育を実施している。	3 競技力強化委員会議事録
23	すべきである		○コンプライアンス教育の時間に倫理規程を周知する	

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号	/永只	<b>伊旦</b> 坝口	自己説明	証憑書類
	[原則5] コンプ	(3) 審判員向けのコンプライ	審判員に対して審判講習を実施しているがコンプライアンス教育は実施していなかっ	1組織運営の中長期基本計画
	ライアンス強化の	アンス教育を実施すること	たが、組織運営の中長期基本計画に則り、審判委員会運営規則を改訂し、令和3年度	2 審判委員会運営規則
24	ための教育を実施		からは審判員向けのコンプライアンス教育を毎年実施している。	3 審判委員規程
	すべきである			
	[原則6]法務、	, ,	会計事務所と契約し、税務及び会計の適正処理のアドバイスを受けている。	顧問弁護士及び公認会計士と
	会計等の体制を構	門家のサポートを日常的に受	また、法律関係等についても顧問弁護士と契約し、ガバナンスの整備等など様々な指	の業務委託契約
25	築すべきである	けることができる体制を構築	導助言を受けられるような体制としている。	
		すること		
		(a) H-74 (2 m a hi m + ) ± l n	ハニカ ヘニ   1 1. ±π/4   1. 14.76 T	
26	[原則6] 法務、		公認会計士と契約し、税務及び会計の適正処理を行っている。 	
26	会計等の体制を構	に行い、公正な会計原則を遵		
	214.7	守すること		1
	[原則6] 法務、	. ,	国庫補助金等に関しては、当該要綱などの定めに沿って適正に処理している。	1 就業規則第 4 章第 2 6 条
	会計等の体制を構	し、適正な使用のために求め		2事務局規定第2章第3条
27	築すべきである	られる法令、ガイドライン等	が開催している説明会等に出席を義務付け(就業規則及び事務局規定)し、適正な手 	
		を遵守すること	続きを行っている。	

審査項目	原則	審査項目	NF記入欄	
通し番号	原則	<b>番</b> 直視日	自己説明	証憑書類
	[原則7]適切な	(1) 財務情報等について、法	財務情報等については、本協会ホームページにおいて公開している。又本協会事務局	1本協会HP
	情報開示を行うべ	令に基づく開示を行うこと	において閲覧できるように整備している。	2 令和元年度事業報告書・収
28	きである。			支決算書
20				3 令和 2 年度事業計画書・収
				支予算書
	[原則7]適切な	(2) 法令に基づく開示以外の	選手選考基準等については、本協会ホームページにおいて開示している。	1本協会HP
	情報開示を行うべ	情報開示も主体的に行うこと		2選手選考基準
29	きである。	① 選手選考基準を含む選手選		
23		考に関する情報を開示するこ		
		۷		
	F	/->		
	[原則7]適切な	. ,		1 本協会 H P
			内容シートを開示し、更には組織運営の中長期計画を開示していくこととしている。	2全規程等
30	きである。	② ガバナンスコードの遵守状		
		況に関する情報等を開示する		
		こと		
	[原則8]利益相	(1) 役職員、選手、指導者等	   役職員、選手、指導者等とNFとの間に利益相反が生じないよう、定款及び倫理規程	1 本協会 H P
	反を適切に管理す	, ,		2倫理規程
	べきである		管理規程を策定し運用している。	3利益相反管理規程
31		すること	16 ZWIE ERROZIII O CV 30	3 打血临风百经观点

審査項目	原則	<b>空本</b> 佰日	NF記入欄	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則8]利益相	(2) 利益相反ポリシーを作成	本協会において、利益相反ポリシーは策定していなかったが、令和3年度第一回理事	1本協会HP
	反を適切に管理す	すること	会及び総会において利益相反管理規程を策定し、同規程内に利益相反に関する基本理	2 倫理規程
32	べきである		念や方針について明記している。	3利益相反管理規程
32				
		(1) 通報制度を設けること	当協会では、相談窓口を設置し運用している。相談窓口については、当協会HPで運用	
	度を構築すべきで		している。	2倫理規程第5条
33	ある			3協会HP
			始することとしている。 	
	「原則9〕通報制	 (2) 通報制度の運用体制は、	同 L	
		弁護士、公認会計士、学識経		
0.4		験者等の有識者を中心に整備		
34		すること		
	[原則10] 懲罰制	(1) 懲罰制度における禁止行	懲罰制度は、規程で定めており今後制度に不備がないかなどの検証等整備を行い、	1倫理規程第6条
	度を構築すべきで	為、処分対象者、処分の内容	理事会承認の後ホームページ等で公開していく。	2本協会HP
35	ある	及び処分に至るまでの 手続を		
		定め、周知すること		
	[原則10] 懲罰制	(2) 処分審査を行う者は、中	 現在は、倫理規程の中で懲罰基準を明記し、懲罰対象事案が発生した場合には、総務	1会則
36	度を構築すべきで	立性及び専門性を有すること	委員会及び倫理委員会においてその処分を検討し、顧問弁護士の助言を踏まえ、理事	2 倫理規程
	ある		会において協議することとしている。	

審査項目	ŒW	空本在口	NF記入欄	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	紛争の迅速かつ適	(1) NFにおける懲罰や紛争 について、公益財団法人日本 スポーツ仲裁機構によるス ポーツ仲裁を利用できるよう 自動応諾条項を定めること	日本スポーツ仲裁機構に係る案件については、定款運営規則第9条仲裁裁定の中で明記されている。また、被処分者に対すしても日本スポーツ仲裁機構が利用可能であることを倫理規程内で定めている。	1 定款運営規則第9条2倫理規程第7条
38	[原則11] 選手、 指導者等との間の 紛争の迅速かつ適 正な解決に取り組 むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること		1倫理規程第7条 2本協会HP
39				1組織運営の中長期基本計画 2危機管理ガイドライン 3首都直下型地震等ガイドライン 4情報システムの緊急事態における行動指針
40	体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	なっているが、組織運営の中長期基本計画に則り、令和3年6月の理事会総会におい	1組織運営の中長期基本計画 2総務委員会運営規則 3危機管理ガイドライン 4倫理委員会運営規則

審査項目	医肌	<b>電水頂口</b>	NF記入欄	
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	[原則12]危機管	(3) 危機管理及び不祥事対応	過去4年間不祥事等なく外部調査委員会を設置していない	1組織運営の中長期基本計画
	理及び不祥事対応	として外部調査委員会を設置	不祥事案等発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会で対応することとなってい	2 会則
	体制を構築すべき	する場合、当該調査委員会	るが、両委員会の構成については、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者や弁	
	である。	は、独立性・中立性・専門性	護士を登用し運用している。	
		を有する外部有識者(弁護		
		士、公認会計士、学識経験者		
		等)を中心に構成すること		
		※審査書類提出時から過去4年		
		以内に外部調査委員会を設置		
		した場合のみ審査を実施		
	[原則13]地方組		現在、当協会の地方組織は3団体(東京、埼玉、大阪)のみであり、定款及び会則、	1組織運営の中長期基本計画
		地方組織等との間の権限関係	加盟団体規程等により加盟団体に関する規程が定められている。	2定款第4章第12条
		を明確にするとともに、地方	加盟団体規程により、本協会が加盟団体等を適切に管理している。加盟団体のうち東	3 会則第 2 章第 6 条
40			京都は警視庁、埼玉県は防衛省の選手や関係者が主となっており、当協会に多くの役	
	32(10.3)	行について適切な指導、助言	員や専門委員が配置されている。それらのことから当協会の方針等が加盟団体の組織	
		及び支援を行うこと	運営及び業務執行に反映される体制が構築されている。具体的には加盟団体の役員が	
	を行うべきであ		出席する理事会において毎回「勉強会」を開催しており、組織運営及び業務執行、コ	
	る。		ンプライアンス教育等の指導、助言を行っている。 	
	[原則13]地方組	(2) 地方組織等の運営者に対	加盟団体規程等により、本協会から加盟団体に対し、必要な情報及び理事会決定事項	1本協会役員名簿
	織等に対するガバ	する情報提供や研修会の実施	等の協会方針について情報共有することとなっている。また現在、主要加盟団体の役	2定款第4章第11条
	ナンスの確保、コ	等による支援を行うこと	員については、そのほとんどが当協会の役員又は専門委員として活動していることか	3会則第2章第6条
40	ンプライアンスの		ら、NFの各事業内での研修会等に参加している。	4 加盟団体規程
43	強化等に係る指			
	導、助言及び支援			
	を行うべきであ			
	る。			